

令和7年度「基地対策に関する要望書」で求めた重点要望に対する 各府省からの説明（回答）

外務省

1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進

在日米軍の再編を進めることは日米同盟の抑止力・対処力の強化と地元の負担を軽減する観点から重要です。

また、在日米軍の施設・区域の返還については、日米地位協定第2条に基づき検討することとされており、これまでも、政府は個々の施設・区域について、地方公共団体からの返還・使用の在り方等に関する要望を勘案しつつ、隨時、米側と協議し、一部の返還をこれまでも実現してきました。

政府としては、今後とも、日米安保体制の目的達成という観点を踏まえつつ、個々の施設・区域の実情を踏まえた適切な対応を行っていく考えです。

2 日米地位協定の改定

①基地使用の可視化

米軍の施設・区域の使用に関しては、米軍の運用や保安上の理由から明らかにされない部分があることは事実です。

他方で米軍や米軍人等が我が国に駐留して活動するに当たっては、日米地位協定第16条に従い、日本の法令を尊重するとともに、公共の安全に妥当な考慮を払う義務を負っています。

今後とも政府として、可能な限り周辺住民の方々に関連する情報を隨時提供していくよう努めてまいりたいと思います。

②環境条項の新設

米軍の運用に当たっては、環境の保全がしっかりととなされることが極めて重要であり、累次米側と協議を行っています。

また、日米地位協定上、米軍による在日米軍施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないとされています。

平成27年9月には、米国との間で、日米地位協定の環境補足協定を締結しました。

この協定では、在日米軍施設・区域内における、米軍の活動に関する環境管理基準について適用可能な日米両国又は国際的な環境基準のうち、最も保護的なものを一般に採用する旨、米側と確認しています。

環境補足協定に基づく環境に影響を及ぼす事故、すなわち漏出が現に発生した場合の立入りについては、米側からの通報を受けて申請を行うこととなっており、実際、令和2年4月に普天間飛行場において泡消火剤の漏出事故が発生した際や、令和3年6月に米陸軍貯油施設、令和4年9月に米海軍厚木飛行場、令和4年6月に横須賀海軍施設、令和6年8月に横田飛行場において、PFOS等を含む水の漏出事故が発生した際には、政府として、地元自治体とも協力し、環境補足協定第4条に基づく立入りを実施しています。

政府としては、地元の方々の関心に応えられるよう、環境補足協定等を適切に運用しつつ、在日米軍施設・区域内外での環境対策が実効的なものとなるべく、努力を続けてまいりたいと考えています。

③騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

航空機の騒音は、周辺住民の方々にとって深刻な問題であると認識しています。

これまで、厚木飛行場、横田飛行場、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機の騒音を規制する航空機騒音規制措置について日米合同委員会において合意しています。

政府としては、こうした騒音規制措置をしっかりと米側が遵守し、航空機の運用による騒音の影響を最小限にとどめるよう申入れを行ってきております。

米側への申入れや関係自治体への情報共有等、引き続き関係自治体から御協力・御理解を十分得られるように、防衛省とも協力して努力してまいりたいと考えています。

④国内法適用の拡充

一般に、受入国の同意を得て当該受入国内にある外国軍隊及びその構成員等は、個別の取決めがない限り、軍隊の性質に鑑み、その滞在目的の範囲内で行う公務について、受入国の法令の遵守・執行や裁判権等から免除されると考えられています。

その上で、米軍や米軍人等が我が国に駐留し活動するに当たって、日本の法令を尊重しなければならないことは言うまでもありません。

日米地位協定第16条において、このような点を規定しています。

新興感染症等への対応につきましては、日米間では、1996年の日米合同委員会合意に基づいて、検疫について日米間での役割分担を定めるとともに、2013年の日米合同委員会合意に基づき、在日米軍施設・区域の医療機関と地元の保健所との間で、必要な情報共有を行うことになっています。

加えて、2022年1月には、日米合同委員会の下に「検疫・保健分科委員会」を設置しました。

今後とも、感染症対策については、関係省庁と連携しつつ、この「検疫・保健分科委員会」の枠組みも活用しながら、引き続き日米で連携して適切に対応していきます。

⑤基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

我が国を取り巻く安全保障環境が引き続き大変厳しい中で、米軍が訓練を通じて各種技能の維持・向上を図ることは、即応態勢という軍隊の機能を維持する上で不可欠の要素であり、日米安保体制の目標達成のためには極めて重要です。

他方、在日米軍は全く自由に訓練を行ってよいわけではなく、日米地位協定に基づき、航空法等の我が国の国内法を尊重する義務を負っています。

また、訓練に当たっては、公共の安全に妥当な考慮を払い、安全性が最大限確保されるべきことは言うまでもありません。

政府としては、在日米軍施設・区域における作業や飛行訓練を含め、米軍の運用に際しては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元住民に与える影響を最小限にとどめる

よう、これまでにも米側に申し入れており、引き続き、様々な機会を通じて、しっかりと申し入れていく考えです。

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍人等による事件・事故は、地元の皆様に大きな不安を与えるものであって、あってはならないものです。

昨年7月に、在日米軍司令官が再発防止策として、米軍施設に出入りの際の飲酒運転検問の強化、米憲兵隊によるパトロールの強化、研修・教育の強化、リバティー制度の見直し、在日米軍・日本政府・沖縄県庁・地元住民との協力のための新しいフォーラムの創設等を発表したと承知しております。

重要なことはこれまでに米側が発表した一連の再発防止策が実際に事件・事故の再発防止につながることです。

米側に対しては、あらゆるレベルで事件・事故の再発防止を含む地元の負担軽減を求めております。

引き続き在日米軍の綱紀粛正・再発防止の徹底を働きかけていく所存です。

⑦地元意見の聴取に係る仕組みの新設

日米地位協定第25条により設置されている日米合同委員会を含めて、日米安保体制の運用については、我が国の外交・防衛に責任を有する日本政府が、責任をもって米国政府と協議してきております。

その上で、在日米軍の円滑な駐留のためには、地元自治体を含む地元の御理解と御協力が不可欠です。

そのため、政府としては日米間の協議に際し、関係自治体の負担軽減を図りながら、日米安保体制の円滑な運用を確保していくことが極めて重要との考えに立って米側との議論を行うべきであると認識しています。

外務省としては引き続き様々な場を通して、関係自治体の御意見を踏まえつつ、可能な限り、その御要望に応えられるよう米側と協議を行っていく所存です。

3 国による財政的措置等の新設・拡充

在日米軍施設・区域の所在に伴う周辺住民の方々の負担を軽減することは極めて重要であると認識をしております。

御要望の内容は、外務省の所掌を超えるものではございますが、関係省庁とも相談しつつ、今後も適切に対応してまいりたいと考えています。

防衛省

1 基地の整理、縮小及び早期返還の促進

防衛省としては施設及び区域の整理・統合・縮小に努力しているところです。

今後とも、米軍再編事業等を着実に実施するとともに、地元のご要望や米軍の運用上の

必要性等を踏まえながら、引き続き、地元の基地負担軽減に取り組んでまいります。

2 地位協定の改定

① 基地使用の可視化

米軍の施設・区域の使用に関しては、米軍の運用や、保安上の理由から明らかにされない部分があることは事実ですが、米軍や米軍人等が、我が国に駐留し、活動するに当たっては、日米地位協定第16条に従い、日本の法令を尊重し、公共の安全に妥当な考慮を払う義務を負っています。

今後とも政府としては可能な限り周辺住民の方々に関連する情報を提供していくよう努めてまいります。

② 環境条項の新設

環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合には、環境補足協定に基づき、関係する地方公共団体の方とともに米軍施設へ立ち入り、サンプルの取得等を実施し、その結果について、地元の皆様にも情報提供しております。

また在日米軍においては、日本環境管理基準（J E G S）という自らの環境基準を策定し、在日米軍施設・区域周辺の環境保護と米軍関係者や周辺住民の安全確保のため、適切な環境管理に努めているものと承知しております。

さらに防衛省としては、在日米軍の環境管理について、引き続き、関係省庁、関係地方公共団体及び米側と緊密に連携の上、しっかりと取り組んでまいります。

③ 騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

航空機の騒音は周辺住民の方々にとり深刻な問題であると認識しています。

これまで厚木飛行場、横田飛行場、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機の騒音を規制する航空機騒音規制措置について、日米合同委員会において合意しています。

政府としては、こうした騒音規制措置を遵守し、航空機の運用による騒音の影響を最小限にとどめるよう申し入れを行ってています。

米軍への申し入れや関係自治体の情報共有など、引き続き関係自治体のご理解を十分得られるよう、外務省とも協力して、努力してまいります。

⑤ 基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

我が国を取り巻く安全保障環境が引き続き大変厳しい中、米軍が訓練を通じて、各種技能の維持向上を図ることは、即応態勢という軍隊の機能を維持する上で不可欠の要素であり、日米安保体制の目標達成のために極めて重要です。

他方、在日米軍は全く自由に訓練を行ってよいわけではなく、日米地位協定に基づき、航空法などの我が国の国内法を尊重する義務を負っています。

また、訓練に当たり、公共の安全に妥当な考慮を払い、安全性が最大限確保されるべきことは言うまでもありません。

政府としては在日米軍施設・区域における作業や、飛行訓練を含め、米軍の運用に際し

ては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元住民に与える影響を最小限にとどめるよう、これまでにも米側に申し入れており、引き続き、様々な機会を通じて、しっかりと申し入れてまいります。

⑥ 米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

米軍人等による事件・事故は、地域の皆様に不安を与えるもので、あってはならないものと考えております。

この点、米側は綱紀粛正や再発防止を徹底するため、昨年7月、一連の再発防止策を発表し、昨年10月から、在日米軍施設区域からの外出等についてのルールを定めたリバティ制度を見直し、各種措置を講じています。

また、本年10月の、日米防衛相会談において、小泉防衛大臣とヘグゼス米国戦争長官との間で、在日米軍による事件・事故の再発防止のための教育を進めることで一致しました。

重要なことは、米側による実効性のある措置が着実に実行され、事件・事故の再発防止に繋がることであり、まずは、米側の努力が重要であるとの認識のもと、引き続き米側に対し、兵士への教育や、綱紀粛正及び再発防止の徹底について、機会あるごとに申し入れ、さらなる努力を求めてまいります。

また、万が一、被害に遭われた方々への補償については、日米地位協定第18条の規定等に基づき適切に対応してまいります。

⑦ 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

日米地位協定第25条により設置されている日米合同委員会を含め、日米安保体制の運用については、我が国の外交防衛に責任を有する日本政府が責任を持ってアメリカ政府と協議しております。

その上で在日米軍の円滑な駐留或いは日米同盟の維持強化のためには、関係自治体のご理解とご協力が不可欠です。

このため、政府といたしましては、日米間の協議に際し、関係自治体の負担軽減を図りながら、日米安保体制の円滑な運用を確保していくことが極めて重要であるとの考えに立って、米側との議論を行うべきであると認識しております。

引き続き関係自治体の皆様方のご意見を踏まえつつ、可能な限りそのご要望に応えられるよう、米側と協議していく考えです。

3 国による財政的措置等の新設・拡充

① 基地交付金等の増額等

総務省が所管する基地交付金及び調整交付金につきましては、地元の関係自治体の重要な財源の一つであると認識しております。

今回頂いたご要望につきましては、当省から総務省に申し伝えておきたいと考えております。

防衛省としましては基地周辺対策経費の所要額の確保に向け、引き続き努力してまいります。

② 地域振興策の新設・拡充

防衛施設の設置等により生じる障害の防止等のための周辺対策の実施に当たりましては、これまででも地元のご要望に沿えるよう、施策の拡充に努めてきました。

令和8年度概算要求におきましては、急激に進む少子高齢社会において、子育て環境の充実や介護に関するニーズが高まっていることを踏まえ、これらのメニューの充実化や採択要件の拡充を要求しております。

今後とも周辺対策の実施に当たりましては、地元自治体の要望を十分に伺うとともに、障害の実態等を踏まえ適切に対応してまいります。

③ 基地跡地の返還に係る支援

国有財産の処分については、財務省において地元自治体の具体的な跡地利用計画を踏まえまして、必要な対応がとられると承知しています。

防衛省としては跡地利用に係る地元自治体のご要望を関係省庁にお伝えするなど、可能な限り協力してまいります。

④ 駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

駐留軍等労働者の労務管理につきましては、今後とも在日米軍と緊密に連携し、万全を期してまいります。

また、離職者対策につきましては、駐留軍関係離職者等臨時措置法等に基づき、関係省庁と協力して各種援護措置を講じてまいります。

⑤ 環境汚染対策費の新設

米軍が環境事故を起こさないよう安全管理の徹底や在日米軍施設・区域周辺の環境保護と周辺住民の安全確保を米側に求めることは当然です。個別の事案が発生した場合には、事案の態様を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

環境省

2 日米地位協定の改定

②環境条項の新設

日米地位協定上、米軍による在日米軍施設・区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならないとされています。そのような米軍の運用に当たっては、環境の保全がしっかりととなされていることが極めて重要と認識しており、累次米側と協議を行ってきております。

これらの協議の一環で、平成27年9月に、米国との間で、日米地位協定の環境補足協定が締結されております。

この協定では、在日米軍による日本環境管理基準（JEGS）の発出・維持や、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の日本側当局による在日米軍施設・区域への立入りなどについて定められております。

関係自治体におかれましては、日頃から在日米軍施設・区域の周辺地域の環境保全のためにご尽力いただいていると承知しておりますが、政府としましても、環境補足協定等を適切に運用しつつ、在日米軍施設・区域内及びその周辺地域において環境対策が実効的なものとなるよう、関係省庁間で連携して取り組んでまいりたいと考えています。

④国内法適用の拡充

一般に、受入国の同意を得て、当該受入国内にある外国軍隊及びその構成員等は、その滞在目的の範囲内で行う公務については、受入国の法令の執行や裁判権等から免除されると考えられております。すなわち、当該外国軍隊及びその構成員等の公務執行中の行為には、派遣国と受入国との間で個別の取決めがない限り、受入国の法令は適用されない。これは、日本に駐留する米軍についても同様と考えております。

しかしながら、このことは、当該外国軍隊が受入国の法令にかかわらず何をしてよいということを意味するわけではありません。当該外国軍隊等が受入国で活動するに当たって、受入国の法令を尊重しなければならないことは当然であり、日米地位協定においても、米軍構成員等が我が国の法令を尊重する義務を負っている旨、規定が置かれております。

なお、これはあくまでも公務執行中について述べたものであり、当然のことながら、公務執行中でない米軍人等において、特定の分野の国内法令の適用を除外するとの日米地位協定上の規定等がある場合を除いては、日本の法令が適用されております。

その上で環境の保全については、在日米軍は日米両国又は国際約束の基準のうち、最も保護的なものを一般に採用するとの基本的考え方の下で日本環境管理基準(JEGS)を作成し、これに基づく環境管理を行っていると承知しております。

今後とも引き続き、米側において我が国の基準が正確に理解され、また、環境保護への取組が適切に実施されるよう、関係省庁とも連携し、機会をとらえて働きかけてまいりたいと考えております。

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

在日米軍に係る事件・事故が発生した際の通報手続については、平成9年の日米合同委員会合意で定められた通報手続を含め、日米間の様々なチャンネルを通じて、迅速かつ緊密にやりとりを行ってきております。政府としては、このようなやりとりの中で把握した情報については、関連する地方自治体に情報提供を行うとともに、米側に対して再発防止をしっかりと申し入れているところでございます。

また、平成27年に米国との間で締結された環境補足協定においても、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の在日米軍施設・区域への立入りについて規定されております。

これらの取決めにおける地方自治体との連絡調整については、地方防衛局を中心に行われているものと承知しておりますが、在日米軍施設・区域において環境に影響を及ぼす事故が現に発生した際には、環境省としても必要に応じて関係機関と協力し、適切に対処してまいりたいと考えております。

3 国による財政的措置等の新設・拡充

⑤環境汚染対策費の新設

在日米軍施設・区域周辺の環境問題については、日米合同委員会等様々な枠組みを通じて日米間で協議を行っているところでございますが、引き続き、関係省庁と連携して、取り組んでまいりたいと考えております。

内閣府

2 日米地位協定の改定

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

原子力艦において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、防災基本計画及び「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ。以下「マニュアル」という。）」に基づき、災害応急対策を行うために必要な手続が定められているところ。

なお、「マニュアル」については、原子力に係る有識者を交えた作業委員会の検証等を経て、平成28年7月15日中央防災会議主事会議申合せで改訂したほか、令和3年5月の災害対策基本法一部改正に伴い、原子力艦における原子力災害対策の実施体制を強化するなど、適宜改訂している。

今後とも、関係自治体及び機関等と連携し、防災訓練等を通じて「マニュアル」の実効性を確保していきたい。

総務省

3 国による財政的措置等の新設・拡充

①基地交付金等の増額等

今回、様々なご要望を頂いているが、総務省としては、それらのご要望にお応えするためには、まずは予算総額の確保が重要と考えている。

令和7年度予算においては、国の厳しい財政状況や、これまでの予算措置の経緯などをかんがみ、対前年度比10億増額を確保しているところ。

令和8年度予算においては、今後、概算要求額の満額確保にむけ、厳しい調整が予想されるが、基地が所在する市町村の実情等を十分踏まえ、所要額確保にむけて努力してまいりたい。

厚生労働省

2 日米地位協定の改定

④国内法適用の拡充

ご要望の点は、日米間の同意に基づき、外務省を中心に引き続き適切に対応すべき事項と考えているが、関連する省庁として、求めがあれば、必要に応じ、省庁間での情報交換

等を行ってまいりたい。

3 国による財政的措置等の新設・拡充

④駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

駐留軍関係離職者対策については、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき関係省庁が諸施策を講じているところであるが、厚生労働省としては、当該離職者に対して就職促進手当等の職業転換給付金を支給しながら、積極的な職業指導、職業紹介及び職業訓練を実施するとともに、これらの者を雇用した事業主に対して特定求職者雇用開発助成金を支給するなどの措置を講じ、再就職の促進を図っている。

また、離職者の再就職に関する希望の早期把握、必要に応じたセミナー、キャリアコンサルティングの実施といった、きめ細かい職業相談・職業紹介、職業訓練等の充実強化などの施策も積極的に講じている。

国土交通省

2 日米地位協定の改定

③騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

④国内法適用の拡充

米軍機の飛行等による騒音への対策や安全運航等については、防衛省や外務省から米国側に対し、安全運航の確保や地元住民への配慮の観点から申入れが行われているものと承知しているところです。

環境省（原子力規制庁）

2 日米地位協定の改定

⑥米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

原子力規制委員会では、原子力艦寄港中、寄港地において、関係地公共団体等の協力を得てモニタリングボート等による放射能調査及び24時間体制でのモニタリングポストによる放射能調査を実施している。

また、原子力艦の原子力災害時等には、直ちに関係地方公共団体等と連絡・情報共有する体制を構築しており、また、関係地方公共団体が実施する訓練には原子力規制委員会も参加している。